

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成28年7月31日」となっているみどり色の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中旬に市町村担当課から、**有効期限 平成29年7月31日**と記載された新しい被保険者証【オレンジ色】をお届けします。

平成28年8月1日から平成29年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、平成27年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 年 月 日

被保険者番号

住所
氏名
生年月日

資格取得年月日

発行期日

交付年月日

一部負担金の割合

保証者及び
印

後期高齢者医療被保険者証
有効期限平成29年7月31日

※ご確認ください！
新しい被保険者証の有効期限は
平成29年7月31日
になっています。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行されました

この法律は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

「不当な差別的取り扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障害のある人に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

合理的配慮の事例は内閣府のホームページにあります。「合理的配慮サーチ」でご検索ください。